

町民課

☎ 窓口係(122)

引越しシーズンにおける 平日の窓口延長のお知らせ

引越しシーズンを迎えるにあたって、異動される方への利便性を考え、窓口業務(一部)の開庁時間延長を実施しますので、ご利用ください。

実施期間	3月28日(金)・3月31日(月)	開庁時間	両日とも午後7時00分まで
実施場所	大崎町役場本庁		
取扱業務	◆住所変更の手続き(転入、転出、転居など) ◆住所変更に伴う業務(健康保険に関する手続、児童手当、こども医療、納税相談、小中学校に係る手続、上下水道手続など) ◆各種証明書発行業務(住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明など)		

※内容によってはお取り扱いできず、後日改めてお越しいただくことがありますので、事前にお問い合わせください。



来庁される皆さまへのお願い

「なりすまし」などによる不正な申請を防止するため、各種手続の際は、身分証明書(運転免許証など)の提示をお願いしております。また、マイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。

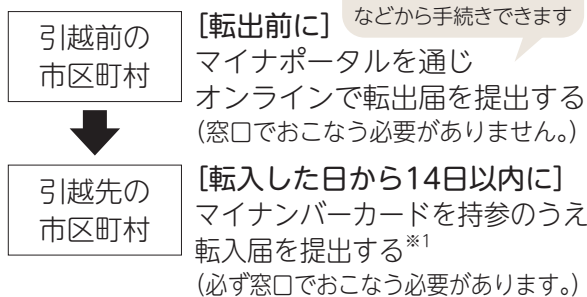
■入学・就職・転勤などによる住所異動には「正確な住所の届出」が必要です

- ・住民票の住所の異動届(転入届・転出届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などに繋がる大切な手続きです。
- ・本人確認書類となる「マイナンバーカード」「運転免許証」などの住所等は、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続きをおこなってください。(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

住民票の異動届(転出届、転入届、転居届など)の手続方法

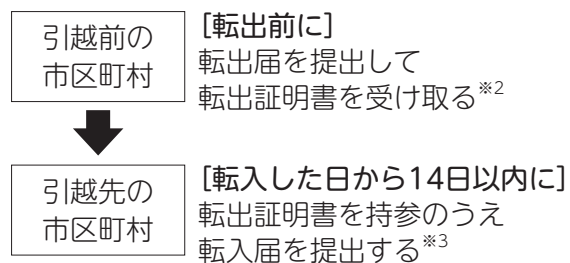
◎他の市区町村に転出・転入する場合

<オンラインでの届出(推奨)>

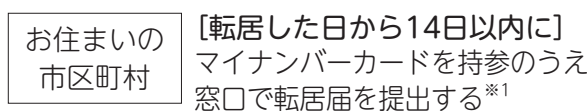


窓口に行くことなく自宅などから手続きできます

<窓口での届出>



◎同一の市区町村で転居する場合



- ※¹ マイナポータル等を通じて、転入(転居)届の提出のために来庁予定の連絡ができます。
- ※² マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受け取りはありません。
- ※³ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください。